

# 知って役立つ労働法 1



ハローワーク飯能  
(042-974-2345)

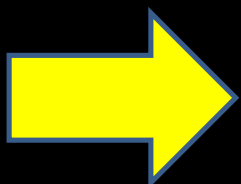
# 目次

1. 最低賃金	P. 3~4
2. 労働時間	P. 5
3. 割増賃金(残業代)	P. 6
4. 休日・休暇	P. 7
5. 有給休暇	P. 8
6. 働くことに関する相談窓口	P. 9~11

出典:「これってあり? まんが知って役立つ労働法 Q&A」、「知って役立つ労働法」/厚生労働省

# 1. 最低賃金

1) 会社は働く全ての人に最低賃金以上の賃金を支払わねばならないことが「最低賃金法」に決められています。



～ 下記は時給(時間額)です ～

埼玉	928円
東京	1,013円
神奈川	1,012円
千葉	925円
茨城	851円
栃木	854円
群馬	837円

(令和2年10月現在)

毎年、都道府県  
ごとに決まります！

「地域別最低賃金」: 全ての従業員と会社に適用

「特定最低賃金」: 特定の産業に従事する従業員とその会社に適用  
(両方に当てはまる場合は、金額の高いほうを適用)

# 1. 最低賃金

## 1) 最低賃金の確認方法

### ① 時給の場合

時間給  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

### ② 日給の場合

日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

### ③ 月給の場合

月給  $\div$  1か月の平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)



※最低賃金よりも低い賃金での労働契約は認められませんので、お近くの労働基準監督署に相談しましょう。

## 2. 労働時間

1) 労働時間の決まりは法律で定められています。(労働基準法第32条)

労働時間の決まり (休憩時間を除く)



1日の労働時間＝**8時間以内**

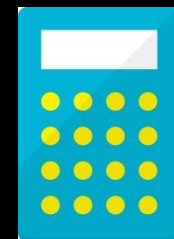
1週間の労働時間＝**40時間以内**

(法定労働時間)

※上記の労働時間を超えて従業員に働いてもらう場合は、労働基準法第36条に規定されている協定(36協定)を結ぶ必要があります。(サブロク協定)

※36協定がなく時間外労働をしている場合、協定内容と相違する場合は、労働基準法違反となっている可能性がありますので、お近くの労働基準監督署に相談しましょう。

### 3. 割増賃金(残業代)



1日の労働時間＝**8時間以内**

1週間の労働時間＝**40時間以内**(法定労働時間)

※上記の労働時間を超えて、従業員に時間外労働(残業や休日出勤)をさせた場合、従業員には相応の割増賃金を支払わなければなりません。

- ①法定労働時間を超えて働く場合(時間外労働) : 25%以上の割増賃金
- ②法定休日に働く場合(休日労働) : 35%以上の割増賃金
- ③午後10時～午前5時の間に働く場合(深夜労働) : 25%以上の割増賃金
- ④時間外労働＋深夜労働 : 50%以上の割増賃金
- ⑤1か月60時間を超える時間外労働 : 50%以上の割増賃金

(但し、上記⑤は中小企業については、当分の間適用が猶予されています。)

※会社から上記の支払がされていない場合、**労働基準法違反**となっている**可能性があります**ので、お近くの労働基準監督署に相談しましょう。



## 4. 休日・休暇

### 1) 休日の決まり(法定休日) (労働基準法第35条)

- ・毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上

### 2) 休憩に関する決まり (労働基準法第34条)

- ・休憩時間 1日の労働時間が 6時間を超える→ 45分以上  
8時間を超える→ 60分以上

尚、休憩時間は労働者が自由に利用できるものでなければならぬので、休憩中に電話対応や来客対応を指示されている場合、休憩時間ではなく労働時間とみなされます。

## 5. 有給休暇



### ①年次有給休暇制度

- ・条件：半年以上継続して働き、全労働日数の8割以上の出勤
- ・付与日数：10日（以降1年ごとに取れる日数は増える。）
- ・取得理由：休養のためでもレジャーのためでも、利用目的は問われることなく、取得できる。
- ・但し、会社の正常な運営を妨げる場合、会社は別の日に休暇を変更させることができます。

### ②付与日数／年次有給休暇制度

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※アルバイト(パートタイム労働者)でも①6か月の継続勤務、②全労働日の8割以上の出勤、③週5日以上勤務または週の労働時間が30時間以上という3つの要件を満たせば、正社員(上の表)と同じ日数が付与されます。週4日以下の勤務かつ週の労働時間が30時間未満の場合でも、所定の労働日数に応じて有休休暇が付与されます。



## 6. 働くことに関する相談窓口



### ①総合労働相談コーナー

各都道府県労働局や各労働基準監督署などに設置している総合労働相談コーナーでは、**労働条件、募集・採用、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野**についての労働者、事業主からの相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話で受け付けています（ご相談は無料です）。労働関係で困ったことがあれば、ぜひ相談して下さい。

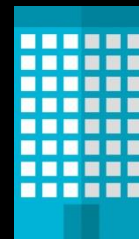
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

### ②労働基準監督署

**賃金、労働時間、安全衛生などについての監督、指導、労働基準関係法令にもとづく許可、認可などの事務を行っています。**

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoujikan/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoujikan/location.html)

## 6. 働くことに関する相談窓口



### ③ 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

各都道府県労働局に置かれている雇用環境・均等部(室)では、

- ・職場での性別による差別
- ・セクシュアルハラスメント対策
- ・妊娠・出産・育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱い
- ・妊産婦の健康管理、育児休業・介護休業の取得等
- ・パートタイム労働者の均等・均衡待遇
- ・正社員転換推進
- ・労働契約法

などについて相談を受け付けています(ご相談は無料です。)

<http://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

# 一歩、一歩進んでいきましょう！

